

## 「歯科医療の未来を語る懇談会」の今後の活動について

世話人会 弁護士 川上詩朗

平成24年8月11日（土）、歯科医療の未来を語る懇談会の世話人会を開催しました。

懇談会は、歯科技工士による海外委託問題の訴訟を通じて見えてきた歯科技工士制度の諸課題について、歯科技工士のみならず、歯科医師、歯科衛生士、弁護士、学者（有識者）、消費者らを交えて検討を重ね、その解決構想を「提言」の形にまとめることをめざして結成されました。世話人会では、この懇談会の目的をあらためて確認するとともに、今後の取り組みについて協議をしました。

今後の取り組みに関しては、歯科技工業界が抱えている当面の課題と、歯科技工士の将来に関する中・長期的な課題を区別し、それぞれの課題に関する個別テーマごとに定期的に懇談会を開催し、そこで意見を集約し、それを提言に反映させていくという方法で進めることが確認されました。

第1回目は、「歯科技工士の経済問題について考える」というテーマを予定しました。

歯科技工士が安価な技工料を強いられているという問題は古くから指摘されています。この状況を打開する一つの方法として、歯科技工所（歯科技工士）が直接保険者に技工料を請求できる制度が提案されています。しかし、この制度の実現のためには、現行制度上様々な課題があります。現行の健康保険法等は、保険医療機関の指定、保険医の登録の制度を前提に、治療等を「療養の給付」とし、保険医療機関から保険者への診療報酬を請求する制度となっています。仮に、この枠組みの中に歯科技工所（歯科技工士）を組み込む場合、たとえば、「保険歯科技工所（仮称）」の指定や「保険歯科技工士（仮称）」の登録などの新制度の創設が必要となり、健康保険法等の改正が必要となります。また、この新制度を導入した場合、歯科技工所（歯科技工士）への指導・監査が実施される可能性があります。レセプト等の請求手続等事務作業量の増大による負担の増加も考えられます。なによりも、患者の視点からこのような制度を設ける必要性があるのかが問われなければなりません。これら多角的な視点から歯科技工所（歯科技工士）が保険者に技工料を直接請求できる制度を創設することが望ましいのかを検討する必要があります。

もう一つの方法として、歯科医師と歯科技工士の契約のあり方を見直すことが考えられます。現状では技工料は歯科医師との自由契約により決定されています。この契約関

係について十分に実態を分析し、そこに個人では対応しきれない構造的な問題が存在するのであれば、それを克服するために自由契約のあり方への見直しなども含めて多角的に検討する必要があります。

私たちは、これらの検討を通じて、これまで単発的に出されていたいくつかの提案について、その問題点をより深く掘り下げ、私たち自身理解を深め、望ましい制度を探求していきたいと思えます。

第1回目の懇談会の具体的な日時及び場所については、追ってお伝えします。

懇談会はみなさんの興味のあるテーマを取り上げて、継続的に開催していきたいと考えています。取り上げてもらいたいテーマを事前に提供していただければ、それも参考にして、次回以降のテーマを決めていきたいと思えます。

本旨は国民患者のため、山積されている問題の真の解決のために、みなさまのより一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

以上